

能見台南小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月27日 策定（令和5年3月24日 一部改訂）

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」第2条による)

本校においても、横浜市いじめ防止基本方針を受け、心身に苦痛を感じている児童やいじめを見落とすことのないよう、いじめを受けた児童の立場に立ち、いじめを広くとらえていく。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場があれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸び生活できる。しかし、ひとたび子どもが生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長の阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

管理職、教務主任、学年主任、児童支援専任、指導部会教諭、当該クラス担任、養護教諭とする。
※ 必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・ 「学校いじめ防止対策委員会」を月1回以上定期的に開催する。
- ・ いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・ 学校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

○ 未然防止

- ・ いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を、児童及び保護者に周知する。

○ 早期発見・事案対処

- ・ いじめの相談、通報の窓口を設置する。
- ・ いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報を収集・記録し、共有する。
- ・ いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かを判断する。
- ・ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

○ 取組の検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画を作成・実行・検証・修正する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。（P D C Aサイクルの実行を含む。）

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

◎ いじめが起きにくい学校風土をつくるために…

○ 秩序のある学校生活

- ・ 「あいさつ」「廊下歩行」を具体目標に設定し、学校が一丸となって取り組む。
- ・ 子どもたちが主体的に参加・活躍できる授業づくりを目指す。

○ 居場所と絆のある学級づくり

- ・ 学級目標を大切にし、居場所と絆のある学級づくりを進めていく。学級目標は、学級でしっかりと話し合って作り、学級目標紹介集会を開き、それぞれの学級の取り組みを全校で共有する。
- ・ 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を学級づくりに生かせるよう、アセスメントを年間2回行う。担任だけでなく、同学年教諭、専科教諭、児童支援専任教諭、養護教諭等で、話し合い、学級の実態、児童個人の様子を多面的に把握し、学級づくりに生かしていく。
- ・ 人権教育の視点を生かした授業等、様々な場面を通して、いじめを否定する学級風土をつくっていく。

◎ 自己有用感を高めて、自他共に大切にできる児童を育てるために…

○ 学校行事やなかよし活動、児童会活動の充実

- ・ 学校生活のさまざまな場面で、児童の活躍できる場をつくっていく。「南小オリンピック」「学習発表会」「宿泊体験学習」等で、一人ひとりが自信をもって活動できることを大切にす。
- ・ なかよしペア学年の活動を計画的に行う。1学年と6学年、2学年と5学年、3学年と4学年をペア学年とし、なかよし活動で一緒に集会やレクリエーションをして楽しんだり、一緒に給食を食べたり、学習の発表を見せ合ったりして交流を深める。異学年と交流することで、相手意識を高めるとともに、「他人のためにがんばる自分」「他人に認められる自分」に気づき、自己有用感を高める。
- ・ いじめ等今日的課題について、「横浜子ども会議」を受けて、児童が主体的に取り組む具体的な活動を児童会活動や委員会活動の中に取り入れていく。

○ 学習活動における工夫

- ・ 児童が自信をもてる、分かる授業を工夫する。「個性の尊重」「相互理解」という視点を大切にしながら、板書や活動、ワークシートの工夫、つながりのある話し合い等を行い、児童が自信をもって学習に取り組めるようにしていく。学習が分かり、充実した学校生活を送ることができることが、自己有用感にもつながると考える。話し合う学習を大切にすることで友達のさまざまな考え方にふれ、豊かな感性をみがき、自分との違いを尊重できるようにする。
- ・ 各学年の発達段階に応じた内容で、インターネットとの安全なつき合い方について学習する時間を設定し、児童の情報モラルの育成に努める。

② いじめの早期発見

○ 実態把握

- ・ 児童のさまざまな困り感に早く気づけるよう、教職員がアンテナを高く伸ばしながら、お互いに連携していく。学年を中心に専科、養護教諭、児童支援専任他、情報交換をしながら児童の小さな変化にも気づけるよう、児童理解に努める。
- ・ 児童の声を聞く手立てとして、アンケートを実施する。記名式生活アンケート（５・６・７・１０・１１・２・３月）、記名式Ｙ－Ｐアセスメントシート（６・１１月）、無記名式いじめアンケート（１２月）として、年１０回行う。アンケートの回答で困り感が見えたときには、担任が必ず話を聞くようにする。いじめが起きる前に、変化を見つけて、学年等で情報を共有し、チームで適切な支援を考え実施していく。
- ・ 生活アンケートを受けて、定期的に教育相談を実施する。

○ 職員研修

- ・ 児童指導、支援に関する職員研修を行い、教職員全体の感度を上げ、いじめの未然防止と早期発見に努める。（いじめ防止研修、児童理解研修、Ｙ－Ｐアセスメント支援検討会、危機管理演習、発達の課題に関する研修、人権研修、セクシュアルハラスメント研修等）
- ・ いじめの兆候を見逃さないために、児童のアンケートだけでなく、教職員も「いじめチェックシート」「自己チェックシート」を活用してアンテナを高める。
- ・ 教職員、はまっこスタッフ等、子どもとかかわる大人が、さまざまな側面から「見守りシート」でいじめ防止チェックを行う。

○ 保護者・地域連携

- ・ 保護者に向けて、４月に「いじめのサイン 発見シート」を配布し、いじめの発見について家庭とも連携していく。
- ・ 学校づくり懇話会、中学校区地区懇談会、ＰＴＡ総会、懇談会、ＰＴＡ役員会、ＰＴＡサークル活動等、地域の方や保護者の方のご意見を聞ける機会を大切に、さまざまな角度から児童の様子を捉えていくようにする。

③ いじめに対する措置

○ 初動

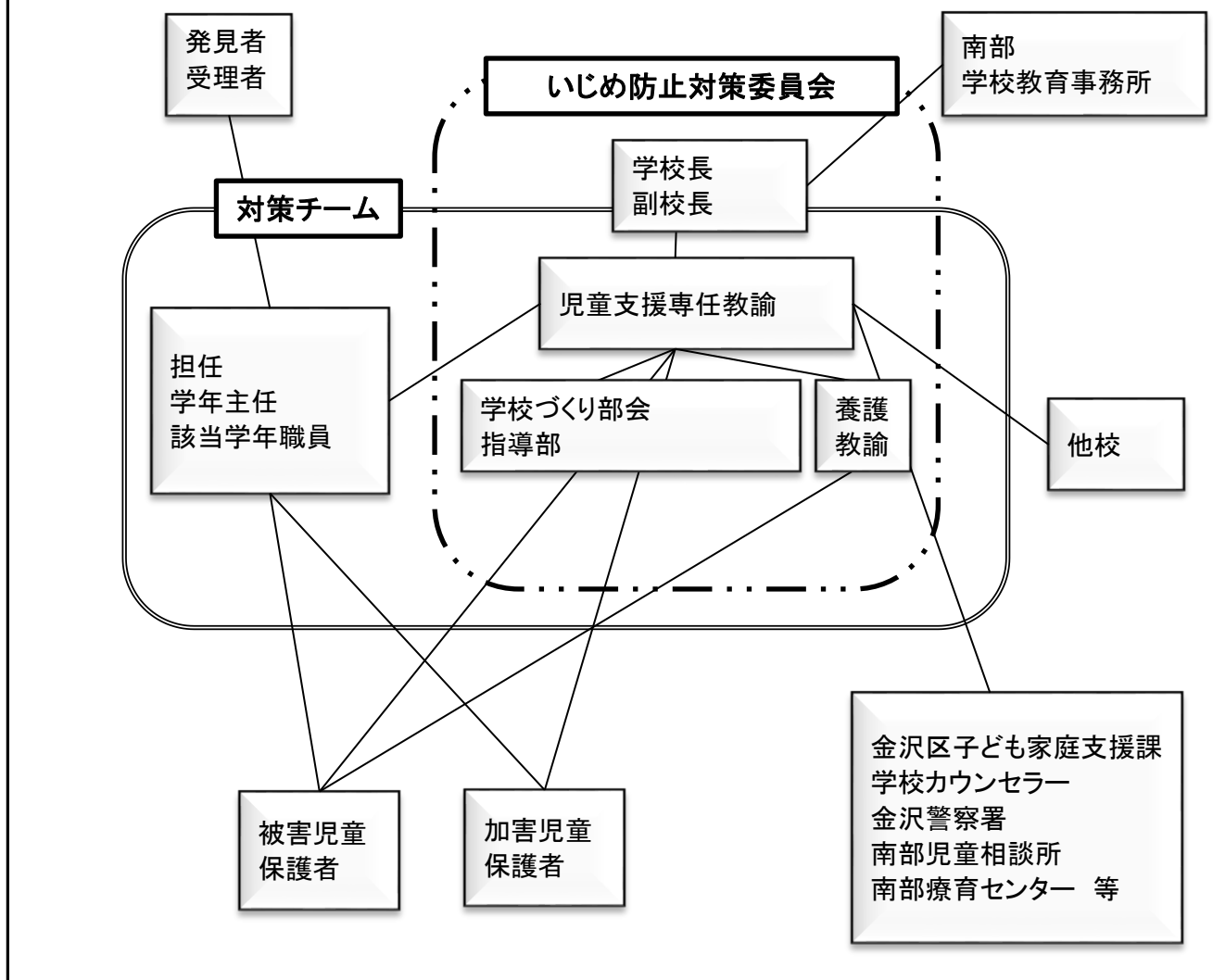
- ・ いじめが発見されたら、直ちに学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、情報共有をした上で、対策チームの編成・対応方針決定のもと、組織的対応・指導を開始する。
- ・ 時系列で整理するなどして記録をとり、複数の教職員で情報を共有しながら役割分担のもと、素早く対応できるようにする。

○ 適切な対処・措置

- ・ 学校いじめ防止対策委員会の方針と役割分担を受け、直ちにチーム対応を開始する。

- ① 被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
- ② 正確な事実確認のための周辺児童、加害児童からの聞き取り、指導(被害児童の意向を大切に
する。配慮に欠けた聞き取りで被害児童に二次的な被害を与えないよう留意する。)
- ③ 被害、加害児童保護者への説明、意向の確認
- ④ 保護者との協力、必要に応じて警察署等関係機関との連携
- ⑤ 再発防止・継続支援、学級、学年、学校としての対策(中、長期的な対応)

○ 連絡系統図



④ いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

⑤ 教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背景にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修等を行う。

（いじめ防止研修、児童理解研修、Y-Pアセスメント支援検討会、危機管理演習、発達の課題に関する研修、人権研修、セクシュアルハラスメント研修等）

⑥ 学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」（「まち」とともに歩む学校づくり懇話会）や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」、「幼保小交流事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	・年間計画と重点指導内容等の確認 ・いじめの定義・児童引継ぎ ・教育相談アンケート①、教育相談	・入学式、学校説明会、学年集会等で「学校いじめ基本方針」の説明
5月	・「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談） ・児童理解研修	・地域訪問 ・学級懇談会
6月	・Y-P生活アンケート実施①、支援検討会	・学家地連 ・学校運営協議会
7月	・教育相談アンケート実施②、教育相談、 ・横浜子ども会議①（富岡中ブロック）、セクシュアルハラスメント研修、人権研修	・保護者面談、地区懇談会、地域の祭巡回
8月	・横浜子ども会議②（金沢区）	・地域の祭巡回・情報共有
9月	・朝会等で横浜子ども会議報告	
10月	・教育相談アンケート実施③ ・非行被害防止サミット	・学校運営協議会
11月	・Y-Pアセスメント実施② 支援検討会 ・危機管理演習	
12月	・人権週間、いじめ防止月間の取組 ・いじめ解決一斉キャンペーン実施（無記名式アンケート・教育相談）	・保護者面談
1月	・教育相談アンケート④ 教育相談	
2月	・生活アンケート実施⑥	地区懇談会で成果と課題報告、学校運営協議会
3月	・新年度への引継ぎ（小学校：幼稚園・保育園、中学校） ・基本方針の点検・見直し	・中学校との引き継ぎ
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 横浜プログラム実施・カウンセラーによる相談	PTAによる登下校の見守り

4. 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。また、いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5. いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

